

名寄市病院事業告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和5年度及び令和6年度における名寄市病院事業が発注する工事の請負等並びに令和5年度における物品及び委託業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の時期及び方法等について、次のとおり定める。

令和5年4月19日

名寄市病院事業管理者 和泉 裕一

競争入札等に参加する者に必要な資格等

第1 資格

1 基本的資格要件

- (1) 名寄市病院事業が発注する工事の請負等並びに物品及び委託業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者又は政令第167条の4第2項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、競争入札への参加を排除されている者であってはならない。
- (2) 名寄市暴力団排除条例（平成25年名寄市条例第26号）第2条1号から第3号に該当しないこと及び名寄市契約等における暴力団等排除措置要綱（平成25年名寄市訓令第1034号）第6条による措置を受けていない者
- (3) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）に未納がない者
- (4) 名寄市に納税義務がある場合で、市税に未納がない者
- (5) 受任先がある場合、受任先の所在する市町村税に未納がない者
- (6) 次に定める届出の義務を履行している者（当該届出義務がない者を除く。）であること。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 審査基準日

令和5年1月1日

3 資格審査が必要な契約の要件

- (1) 工事請負及び印刷の請負等是一件130万円を超える契約
- (2) 物件の購入が一件80万円を超える契約
- (3) 物件の賃貸借が一件40万円を超える契約
- (4) 物件の売払いが一件30万円を超える契約
- (5) 工事に関連する設計、測量等その他業務委託等が一件50万円を超える契約

4 契約の種類による資格要件

(1) 工事の請負契約

工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 令和5年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けている者で、許可を受けて2年以上その営業を行っていること。
- イ 資格審査の申請をする日の直前2年度分の決算において、完成工事高を有していること。

(2) 建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士事務所又は2級建築士事務所について登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者についてはこの限りではない。
- イ 令和5年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
- エ 資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。

(3) 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約

土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約についての競争入札参加資格は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 令和5年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
- ウ 資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。

(4) 測量に係る契約

測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。
- イ 令和5年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
- エ 資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。

(5) 物品購入、印刷の請負及び物品の賃借等の契約

物品購入、印刷の請負及び物品の賃貸契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 令和5年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
(このうち、文房具の取扱いを希望する場合、店舗を有しており、店頭販売実態が確認できること。)
- イ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
- ウ 物品の製造又は販売が法的許認可を必要とする場合については、許可、認可又は登録を受けていること。

(6) 情報システムの導入開発に係る契約

情報システムの導入開発に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 令和5年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間に情報システムの導入開発実績を有していること。

ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

(7) 警備、清掃、運送及び管理業務等に係る契約

警備、清掃、運送及び管理業務等に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者

ア 警備、清掃、設備保守など管理等法的許認可が必要な業務については、許可、認定又は登録を受けていること。

イ 令和5年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間に申請種目の実績を有していること。

エ 従業員が2人以上であること。

5 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、第1第3項に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しないものとする。

(1) 中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合のうち企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

6 資格の有効期間

資格の有効期間は、建設工事等にあつては令和5年度及び令和6年度、物品購入・委託業務等にあつては令和5年度とする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

(1) 政令167条の4第1項に規定する者となったとき。

(2) 政令167条の4第2項に規定する競争入札への参加を排除される者となったとき。

(3) 営業に関し、法令の規定により許可、免許及び登録等を要する場合において、当該許可、免許及び登録等を取り消されたとき。

(4) 建設工事等競争入札参加資格申請書、若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(5) 本告示第1第4項又は第5項に定める要件を欠くに至ったとき。

第3 資格審査の申請時期及び方法等

資格審査の時期及び方法等は次の各項のとおりとする。

1 申請時期

(1) 申請時期は次のとおりとする。

ア 建設工事等第1第4項第1号から第4号までは令和5年4月19日から令和5年9月29日までとする。

イ 物品購入等第1第4項第5号から第8号までは令和5年4月19日から令和5年9月29日までとする。

(2) 中小企業等協同組合又は協業組合が中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）の行う官公需適格組合の証明を受けたときは、当該中小企業等協同組合又は協業組合については、第3第1項第1号によるほか、当該証明を受けたときとする。

(3) 設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格者である企業組合又は協業組合については、第3第1項第

1号によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。

(4) 特に管理者が認めた者については、管理者の指定する日とする。

2 申請書の提出方法

(1) 申請をしようとする者は、名寄市立総合病院事務部総務課に申請書類を提出するものとする。

(2) 申請書は郵送または持参して提出すること。

3 資格審査の再申請

競争入札参加資格者は、次に掲げるいずれかの場合に該当したときは、その都度資格審査の再申請を行わなければならない。

(1) 競争入札参加資格者の営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合。

(2) 中小企業等協同組合である競争入札参加資格者がその構成員（競争入札参加資格者である組合員に限る。）を変更した場合。

(3) 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合。